

議案第47号

石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月19日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、石岡市都市計画税条例の一部を改正するため。

改 正 要 綱

新型コロナウイルス感染症等に係る都市計画税の軽減措置を講ずること。

石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

(石岡市都市計画税条例の一部改正)

第1条 石岡市都市計画税条例（平成17年石岡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「又は第15条の3」を「，第15条の3又は第61条」に改め，「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 石岡市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第18項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，令和3年1月1日から施行する。